

せたがや給田乃杜（デイサービス） 通所介護 介護報酬及び利用料一覧表 負担割合 3割

※世田谷区(1級地)の1単位あたりの地域単価

10.9 円

令和6年4月1日

◎基本サービス費利用料

<1日あたり>

・通常規模型通所介護費 ・算定区分：7時間以上8時間未満	基本サービス費 単位数	介護報酬 10割負担額	介護報酬 自己負担額
要介護 1	658 /日	7,172 円	2,152 円
要介護 2	777 /日	8,469 円	2,541 円
要介護 3	900 /日	9,810 円	2,943 円
要介護 4	1,023 /日	11,150 円	3,345 円
要介護 5	1,148 /日	12,513 円	3,754 円

◎加算利用料

<1日あたり>

項目	単位数	介護報酬 10割負担額	介護報酬 自己負担額
入浴介助加算 I	40 /日	436 円	131 円
入浴介助加算 II	55 /日	599 円	180 円
個別機能訓練加算 (I) イ	56 /日	610 円	183 円
個別機能訓練加算 (I) ロ	76 /日	828 円	249 円
個別機能訓練加算 (II)	20 /月	218 円	66 円
ADL維持等加算 I	30 /月	327 円	99 円
ADL維持等加算 II	60 /月	654 円	197 円
中重度者ケア体制強化加算	45 /日	490 円	147 円
若年性認知症利用者受入加算	60 /日	654 円	197 円
送迎減算 (事業所が送迎を行わない場合)	-47 /片道	-512 円	-154 円
サービス提供体制強化加算 (I)	22 /回	239 円	72 円
サービス提供体制強化加算 (II)	18 /回	196 円	59 円
サービス提供体制強化加算 (III)	6 /回	65 円	20 円
●介護職員処遇改善加算 I	月の合計単位数に 5.9% を乗じて得た額の 3割		
●介護職員処遇改善加算 II	月の合計単位数に 4.3% を乗じて得た額の 3割		
●介護職員処遇改善加算 III	月の合計単位数に 2.3% を乗じて得た額の 3割		
●介護職員等特定処遇改善加算 I	月の合計単位数に 1.2% を乗じて得た額の 3割		
●介護職員等特定処遇改善加算 II	月の合計単位数に 1.0% を乗じて得た額の 3割		
●介護職員等ベースアップ等支援加算	月の合計単位数に 1.1% を乗じて得た額の 3割		
★介護職員処遇改善加算 (I)	月の合計単位数に 9.2% を乗じて得た額の 3割		
★介護職員処遇改善加算 (II)	月の合計単位数に 9.0% を乗じて得た額の 3割		
★介護職員処遇改善加算 (III)	月の合計単位数に 8.0% を乗じて得た額の 3割		

※●は令和6年5月31日までの算定となります。

※★の介護職員処遇改善加算においては令和6年6月1日現在の状況に沿った加算の利用料になります。

その他の料金

- ・昼食代 : 1食あたり830円 ※おやつ代、飲み物代含む
- ・オムツ代 : 実費負担
- ・送迎代 : 通常の実施地域を超えて行った送迎については、超えた距離1kmあたり100円の負担
- ・レクリエーション代 : 実費 (希望により、費用の発生する趣味活動に参加した場合)

※ お支払いにつきましては、銀行または郵便局の口座より引き落としとさせていただきます。

尚、振替手数料は利用者負担となりますので、予めご了承ください。

上記の利用料について、承諾いたしました。 (利用者氏名)

令和 年 月 日

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印